

## 令和5年度「青少年の主体的な活動支援事業」補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 青少年育成島根県民会議（以下「県民会議」という。）が交付する「青少年の主体的な活動支援事業」における3つの事業、「青少年育成ネットワークモデル支援事業」、「青少年地域活動チャレンジ支援事業」及び「青少年の居場所応援事業」の補助金については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、青少年団体またはその活動を支援する団体（以下「補助団体」という。）が青少年の主体的な活動を支援するためのイベント、フォーラム、会議、研修会等の活動に必要な経費の補助や継続的に青少年の居場所を開設している団体に対して助成を行い、その成果を県内に広報することで、青少年の地域活動の普及・啓発や青少年の健全育成を図ることを目的とする。

### (補助の対象及び補助額等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助団体が行う地域貢献活動や他の青少年団体や青少年育成団体、地域住民、機関・団体、企業等とのネットワークづくりやネットワークを生かしたイベント、フォーラム、会議、研修会等の活動とする。ただし、前年度に県民会議の助成を受けたグループ又は団体については、内容に発展性のあるものに限る。学校の教育活動として行われるものは対象外とする。また、継続的に青少年の居場所を開設している団体の恒常的に行われている活動とする。

2 事業を推進するにあたって必要な経費のうち、補助金交付の対象として県民会議が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 補助額は、1補助団体につき10万円を上限とする。ただし、補助金交付申請額が5万円に満たない活動は対象外とする。

4 補助対象経費は、以下の通りとする。

#### (1) 青少年育成ネットワークモデル支援事業及び青少年地域活動チャレンジ支援事業

外部講師等への謝金や旅費、消耗品費、通信費、印刷製本費、会議費、使用料等とする。ただし、食糧費（食事代等）については対象外とする。

#### (2) 青少年の居場所応援事業

外部講師等への謝金や旅費、体験活動等参加のための交通費<sup>\*</sup>、消耗品費、通信費、印刷製本費、使用料、食糧費<sup>\*</sup>、材料費（教材・食材等）<sup>\*</sup>、設備費等。（<sup>\*</sup>印は、居場所利用者及び引率者に限る。）

### (補助金の交付申請)

第4条 補助団体が、補助金の交付を受けようとするときは、青少年育成島根県民会議会長（以下「会長」という。）あての補助金交付申請書（様式1）を、会長が別に定める日までに管内市町村民会議会長まで提出しなければならない。

### (補助金交付の決定)

第5条 補助団体及び補助金の額は、補助団体からの申請に基づき、会長が決定する。

2 会長は、第1項に基づいて決定した補助団体に対し（様式2）により補助金の交付決定を行う。

### (補助対象事業の変更等の承認)

第6条 補助団体は、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは会長の承認

を受けなければならない。

- ①補助対象事業の中止または廃止
- ②補助対象事業等の内容の主要な部分に関する変更
- ③補助金の20%を超える減額

2 前項の承認を受けようとするときは、速やかに会長あて管内市町村民会議会長まで事業変更申請書（様式3）を提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助団体は補助対象事業を令和6年2月末日までに完了することとし、完了の日から起算して30日を経過した日。または、事業実施年度のそれぞれの実施要項に記載してある報告期限のいずれか早い日までに、会長あて管内市町村民会議会長まで実績報告書（様式4）を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 会長は、前条により実績の報告を受けた場合においては、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付する額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式5）により補助団体に通知する。

2 会長は、必要と認めたときは補助金の使途等について、検査することができる。

（補助金の支払い）

第9条 補助金は、補助団体が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には、交付金の全部又は一部について、交付決定額の範囲内において、概算払をすることができる。

2 補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式6）を会長に提出する。

（交付決定の取消し等）

第10条 会長は、補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（1）補助団体が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

（2）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 会長は、前項により交付の決定を取消し又は変更した場合において、補助対象事業の該当取消し又は変更に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第11条 補助団体は、この事業の関係書類を、事業完了後5年間保管しなければならない。